

カラム L 検出コード

検出した場合は 1、ND の時は 0 を入力してください。

カラム M 分析値

検出されたものについて、分析値を入力してください。ND の場合は、空白にしておいてください。

数値は、xxx.xxxxx の桁をはみ出さないようにお願いします。

データの保存及び送付について

●データの保存

データシートのみを、下記のようにセーブしてください。

1. データシートを表示し、メニューバーから、[ファイル]をクリックし、プルダウンメニューから[名前をつけて保存]を選びます。
2. [ファイル名をつけて保存]ダイアログボックスが現れますので、[ファイルの種類]ボックスから、「CSV カンマ区切り」を選択します。機関名を入力して保存してください。テキストファイルで保存されます。

エクセルファイル (xls) ファイルのままですと、データが大きくなりますし、ウイルス感染時にデータが破壊される恐れがありますので、必ず csv ファイルに保存してください。

●データの送付

上記で作成した csv ファイルを、フィロッピーディスクに保存して送付してください。

表5 accessによるデータベース化

機関名	機関code	分析年 西暦	4 桁	試料番号	食品群のコード	食品群	食品名	食品添加物名	分析法	単位 0- mg/Kg 1- μg/Kg 2- g/Kg	ND -0 検出-1 xxxxx	抽出-1	分析値		抽出数
													高値	低値	
神奈川県	2401	2003	1	130007	アイスクリーム類	乳類	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	0	0.57	0.1	6
神奈川県	2401	2003	2	100007	いかり製食品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	23	0.2	0.1	20
神奈川県	2401	2003	3	070004	シヤム	果実類	ソルビン酸	HPLC	2	0.03	0	2			0
神奈川県	2401	2003	4	030002	シロップ	砂糖及び甘味類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	16			0
神奈川県	2401	2003	5	130006	ナチュラールチーズ	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	0			0
神奈川県	2401	2003	6	160003	ビール	果実類	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	28	1.78	1.5	2
神奈川県	2401	2003	7	070004	フラワーベースト	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	21	0.57	0.18	7
神奈川県	2401	2003	8	130006	フロセスチーズ	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	178	0.81	0.03	9
神奈川県	2401	2003	9	010109	めん類	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	21	0.95	0.02	0
神奈川県	2401	2003	10	160002	酒類飲料	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	7	0.9	0.02	0
神奈川県	2401	2003	11	160004	果実酒	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	383	1.11	0.02	118
神奈川県	2401	2003	12		菓子	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	6	0.56	0.02	1
神奈川県	2401	2003	13	070002	乾燥果実	肉類(牛、豚、鶏、魚、鶏肉)	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	152	0.93	0.09	0
神奈川県	2401	2003	14		魚介類加工品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	234	0.51	0.03	45
神奈川県	2401	2003	15	100012	魚肉ねり製品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	261	0.9	0.02	85
神奈川県	2401	2003	16		乾燥加工品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	2	1.11	0.02	0
神奈川県	2401	2003	17		食肉製品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	308	0.45	0.02	155
神奈川県	2401	2003	18	110101	食肉	肉類(牛、豚、鶏、魚、鶏肉)	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	6	0.56	0.02	1
神奈川県	2401	2003	19	160009	清涼飲料水	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.02	0	152	0.93	0.09	0
神奈川県	2401	2003	20		そうざい	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	308	0.47	0.02	155
神奈川県	2401	2003	21		漬物	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	1	109	0.57	0.33	9
神奈川県	2401	2003	22		乳類加工品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	5	0.8	0.02	0
神奈川県	2401	2003	23	140002	野菜果実加工品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	70	0.8	0.33	0
神奈川県	2401	2003	24		マーガリン	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	34			0
神奈川県	2401	2003	25		冷凍食品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	223			93
神奈川県	2401	2003	26		レトルト食品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.05	0	52	1.6	0.02	21
神奈川県	2401	2003	27		その他食品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	41	0.91	0.01	5
川崎市	2402	2003	28	100012	魚肉ねり製品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	3	0.08	0.11	2
川崎市	2402	2003	29		食肉製品	魚介類(魚、貝、甲殻類)	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	2	0.24	0.36	1
川崎市	2402	2003	30	100001	うに	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	2	0.4	0.12	1
川崎市	2402	2003	31	060206	かす漬け	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	26	0.33	0.03	0
川崎市	2402	2003	32	060202	こうじ漬け	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	42	0.78	0.03	29
川崎市	2402	2003	33	060201	塩漬け	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	3	0.52	0.3	3
川崎市	2402	2003	34	060203	醤油漬け	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	9	0.79	0.23	5
川崎市	2402	2003	35	060209	みそ漬け	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	44	0.25	0.41	28
川崎市	2402	2003	36	060204	たくあん漬け	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	2	0.33	0.03	0
川崎市	2402	2003	37	060208	角介乾燻製品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	20	0.57	0.05	7
川崎市	2402	2003	38	100003	角介乾燻製品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	32	0.27	0.04	22
川崎市	2402	2003	39	160004	果実酒	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	56	0.3	0.03	5
川崎市	2402	2003	40	100010	つくし蒸	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	13	0.07	0.06	2
川崎市	2402	2003	41	040002	煮豆	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	15	0.15	0.06	0
川崎市	2402	2003	42		菓子・生菓子	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	3	0.11	0.06	2
川崎市	2402	2003	43	160009	清涼飲料水	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	13	0.07	0.06	2
川崎市	2402	2003	44		そうざい	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	109	0.07	0.06	2
川崎市	2402	2003	45		缶詰(野菜・果実)	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	15	0.15	0.06	0
川崎市	2402	2003	46		魚介類加工品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	3	0.11	0.06	2
川崎市	2402	2003	47	150106	調理パン	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	13	0.07	0.06	2
川崎市	2402	2003	48	130006	チーズ	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	0	13	0.11	0.06	2
川崎市	2402	2003	49	100012	魚肉ねり製品	嗜好飲料	ソルビン酸	HPLC	2	0.01	1	693	1.12	1.91	182

平成 14 年度厚生科学研究費補助金（生活安全総合事業）

「食品用香料及び天然添加物の化学的安全確保に関する研究」

分担研究

「生産量統計および行政検査結果をもとにした食品添加物の摂取量推定」

生産量統計を基にした 食品添加物の摂取量の推定

平成 15 年 3 月 31 日

分担研究者

四方田 千佳子

（国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長）

「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」研究グループ

グループリーダー

藤井 正美（前神戸学院大学薬学部）

研究業務委任受託

福江 紀彦（日本食品添加物協会）

目次

まえがき	1
1. 調査方法及び調査結果	4
2. 資料	
資料Ⅰ 調査資料一式	9
資料Ⅱ 第7回調査 調査票送付先リスト	29
3. 集計	
集計1 食品添加物用途別 食添名と全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	39
集計2 食品添加物名別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	51
集計3 食品添加物名別 食添以外用途調べ	59

まえがき

〔経過〕

この「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」にかかわる厚生労働科学研究（前厚生科学研究）は昭和 57 年度 厚生省食品化学課において企画された。化学品や医薬品は統計法にもとづく指定統計として製造等事業所へのアンケートによって生産量等がまとめられているが、食品添加物は指定されておらず、規制の緩和化時代でもあり新たな指定統計申請も困難であった所から、同様な方法による標題の厚生科学研究が立案された。

調査は 57、58 年度行われ、昭和 59 年度（昭和 60 年 3 月 31 日付）に集計結果の解析による食品添加物別 1 日摂取量を含む総括調査報告書がまとめられている。第 2 回は昭和 62 年度を調査 1 年目とし平成元年度に総括調査報告書がまとめられ、以降 3 年毎に繰り返され平成 13 年度（同 14 年 3 月 31 日付）にその第 6 回総括調査報告書がまとめられている。

今回の平成 14 年度本レポートは平成 16 年度を最終総括年とする標題の調査研究の 1 年目、企業アンケート調査結果を整理・集計化したものである。したがって数値の確認調査などを行っていないので本レポートを利用される場合、そのことの承知方をお願いする。

〔本レポートの調査〕

本調査は、わが国における指定添加物についてその製造・輸入事業者を対象に自社における年間の食品添加物グレードの取り扱い量について、その製造・輸入別数量および年間の純食品用向けに出荷した数量、その他輸出量等についてアンケート調査を行い、まず初年度これを集計化したものである。

次年度にはアンケート個票ならびに、その集計表を点検して、記入不備・記入値等疑問事業所を抽出して Tel・Fax 照会や未報告事業所に再アンケート等を行ない、集計化向上と精密化を期した再調査を実行する。

次々年度に整備された再集計データに基づき調査研究班の集中的作業によって品目毎数値の検討を、貿易統計などにより明らかになる添加物の荷動き、業界誌見積もり、出荷数値、食品産業関係の加工食品生産統計値など各種統計上の照合と共に、食品添加物グレードに出荷された量が流通上、医薬品、化粧品またはプラスチック添加物に使用される例がきわめて多いことから、これらを考察しながら、国民 1 人あたり 1 日摂取量を 3 年毎の総括調査報告書に、査定の理由付け解説と共に一括まとめることとなる。即ち前述したように 1 回の調査は 3 年間で 1 クールとして行っている。

一方、既存添加物については、過去天然添加物と称されている時代同様な企業アンケート調査を行ったことがある（平成 7 年）。当時は名称と物質の相関が一定化せず、アンケ

一ト結果を集計化しても量的科学性に乏しく集計作業にとどめている。既存添加物と名称変更後の平成 12 年、物質の純度グレード、力価などにとくに注意して同じくアンケート調査を実施したが調査の報告実績が 2 回目でもあり趣意が充たされず、また既存添加物の規格化は十分には進んでいないこともあり集計化のみにとどめざるを得なかった。

第 7 回指定添加物調査のクールでも既存添加物についての経験蓄積の立場から 3 回目の調査を予定している。即ち前回と同様、次年度の 2 年目：アンケート調査、3 年目：2 年目の未報告企業、疑問回答企業、報告不備企業に対しまたは再アンケート、名称と物質の相関量が解るものについては Tel・Fax による確認作業をおこない集計し直し、指定添加物と同時に報告書とする予定である。

表 1 - 1「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究班」の作業年表を示す。表中の併行調査とは、指定添加物とのバランス上、調査研究班の自主的調査として既存添加物等についても同様な調査を行ったものでレポート化している。

表 1 - 1 生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究班
報告書作成作業年表

西 暦 年	日本暦 年	指定添加物調査	併行調査(既存添加物)
1982	昭和 57	はじめてのアンケート調査	
83	58	同調査継続・疑問確認調査	
84	59	疑問確認。レポート作成化解析年度	食品企業添加物使用調査
85	60	第 1 回報告書	同調査継続
86	61		同調査継続 集計案作成年度
87	62	第 2 回アンケート調査	報告書
88	63	再精密調査	
89	平成 1	レポート作成化解析年度	
90	2	第 2 回報告書。第 3 回アンケート調査	
91	3	再精密調査	
92	4	レポート作成化解析年度	
93	5	第 3 回報告書。第 4 回アンケート調査	
94	6	再精密調査	天然添加物生産アンケート
95	7	レポート作成化解析年度	天然添加物集計報告書
96	8	第 4 回報告書。第 5 回アンケート調査	
97	9	再精密調査	

98	10	レポート作成化解析年度	
99	11	第5回報告書。第6回アンケート調査	
2000	12	再精密調査	既存添加物生産アンケート調査
01	13	レポート作成化解析	再精密調査。レポート化作成年度
02	14	第6回報告書。第7回アンケート	既存添加物集計報告書
03	15	再精密調査(予定)	既存添加物生産アンケート調査
04	16	レポート作成化解析(予定)	(予定)
05	17	第7回報告書(予定)	レポート化作成年度(予定)

(記) 本調査研究は年度作業として行われている。したがってレポート作成化作業は前年から行われ翌年3月31日付報告書作成年となる。

本調査研究の報告書は昭和57年以来指導・継続されている藤井正美前神戸大学薬学部教授をリーダーとして、日本食品添加物協会内に組織された研究グループによる。

生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究グループ (平成15年3月現在)

リーダー	藤井 正美	前神戸学院大学	薬学部	教授
グループ員・研究事務委任受託者				
	福江 紀彦	日本食品添加物協会		専務理事
グループ員	浅野 貞男	日本食品添加物協会		常務理事・技術委員長
同	石井 健二	前日本食品添加物協会		常務理事・安全性委員長
同	大畑 育雄	日本食品添加物協会		技術委員
同	小見 邦雄	前日本食品添加物協会		常務理事・技術委員長
同	川本 明男	前日本食品添加物協会		専務理事
同	北村 利雄	前日本食品添加物協会		技術委員
同	香田 隆俊	日本食品添加物協会		専門委員
同	塩見 利紀	前日本食品添加物協会		技術委員
同	鈴木 宏侑	日本食品添加物協会		常務理事・安全性委員長
同	湯川 宗昭	前日本食品添加物協会		技術委員

以上

1. 調査方法及び調査結果

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造所に調査表を送付し食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの、自家消費されたもの）の種類・生産・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則 別表第2に掲げられている添加物）について平成13年度の生産・販売・使用を対象に調査を行った。

この指定添加物を対象とした調査は昭和59年第1回報告を行って以来、3年毎に行われ、今回は第7回の調査となる。

1. 平成14年度調査

(1) 調査法 アンケート方式（資料Ⅰ：送付調査資料一式）

(2) 調査対象年度 平成13年度

(3) 調査対象 指定添加物340品目

(4) 調査内容

- ① 業務の形態
- ② 製造又は輸入した品目名
- ③ 食品添加物としての出荷量及び自家消費量
- ④ 食品添加物原料としての使用状況
- ⑤ 食品用としての使用量
- ⑥ 輸出量
- ⑦ 食品以外への使用分野

(5) 調査対象製造所

原則として、平成12年に厚生省生活衛生局食品化学課が調査を実施し作成した「食品添加物製造（輸入）業者名簿」（平成12年1月現在）を使用し、指定添加物の製造または輸入の営業の申請を行っている業者の全製造所、および平成11年度の第4回調査、追調査で追加された業者を対象とした。

複数の事業所を有するところは本社でまとめて報告してもらった。（資料Ⅱ：第7回調査 調査表送付先リスト）

2. 調査表回収結果

(1) 回収結果

	第6回			第7回
	平成11年度	平成12年度	合計	平成14年度
発送	462	119	463	500
回収	350	62	412	369
回収率(%)	75.8	52.1	89.0	73.8

(3) 回収率の比較(%)

	第2回 (昭和62年対象)	第3回 (平成元年対象)	第4回 (平成4年対象)	第5回 (平成7年対象)
回収率	62.7	89.3	90.8	90.4
	第6回 (平成10年対象)	第7回 (平成13年対象)		
回収率	89.0	73.8		

調査票の回収成績は上記の通りであるが、今回も第1次調査としては前回と同様の水準である。来年度実施する予定の追調査により、最終的には90%近い回収率を維持することを目指したい。

3. 調査表集計上での問題点

本調査も7回を重ねて調査票への記入の間違いは減少しているが、不注意で単位を間違っているもの、調査票Ⅱの品名欄に複数の品名を書いているもの、企業番号のないもの等が散見された。電話連絡等で出来るかぎり修正を行った。

4. 調査結果

回収された調査票もとにデータをコンピュータ入力し集計を行い下記の集計票を作成した。

集計1 用途別 名称と全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計2 食添番号順 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計3 食品添加物名別 食添以外の用途調べ

今回と前回(第6回)の調査結果を対比し、来年度に予定している追調査について問題点などを摘出した。

全般に、企業再編あるいはOEM生産などが進行しているなか、適切な調査先を把握する努力が必要である。

- (1) 甘味料 キシリトール、ソルビトールを扱う大手2社からの回答未着。
サッカリンについては1社未回答。
- (2) 着色料 主力3社から報告がない。β-カロテンの大手1社未回答。
- (3) 保存料 OEM生産などで報告洩れなどがある可能性がある。
- (4) 漂白剤 大口の化学会社の報告がない。
- (5) 増粘安定剤
- (6) 酸化防止剤 エルソルビン酸(Na)について大手の追加調査を要す。
- (7) 発色剤 主要メーカー1社の報告がない
- (8) 防かび剤
- (9) ガムベース 大手メーカー未回答
- (10) 調味料 核酸系調味料について韓国メーカー日本法人などの調査を要す。
- (11) 乳化剤 特になし
- (12) 強化剤(アミノ酸系) 特になし
- (13) 強化剤(ビタミン系) 大手扱い会社から未回答
- (14) 香料 大手化学メーカー3社などから未回答。
- (15) 製造用剤 溶剤(アセトン、グリセリン)について確認を要す。
- (16) 酸味料 大手からのクエン酸の回答が未着。コハク酸(Na)、フマル酸(Na)
も確認が必要。
- (17) 無機化合物(カルシウム剤) 3社ほど追加調査を要す。塩化Ca,
水酸化Caについては大胆な査定を要す
- (18) 無機化合物(リン酸化合物) 大手化学会社から未回答

(19) 無機化合物(酸・アルカリ) 大手化学会社からの回答がない。

(20) 無機化合物(ミョウバン) 無水と含水化合物を一本化したアンケートだがう
まく対応されているのか検討を要す

(21) (その他) 二酸化ケイ素と微粒二酸化ケイ素の区分が必要

以上

平成14年10月

各位

厚生労働省医薬局食品保健部基準課長
中垣 俊郎

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。
食品添加物の衛生確保につきましては日頃より格別のご配慮を頂き感謝しております。

さて、近年食をめぐる環境は、食糧供給の海外依存度の増勢、加工食品・調理済み食品等の利用増加、喫食趣向の多様化など、大きく変化してきております。かかる折、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上極めて重要なことでもあります。

厚生労働省では昭和59年以来、3年ごとに、厚生科学研究「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」研究分担班により食品添加物製造業者を対象に食品添加物の製造・輸入量について調査を行っております。本調査では全国約500製造所よりご回答をいただき、その前年度における指定添加物（食品衛生法施行規則別表第2に掲げられている添加物）品目毎の食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算定いたしてまいりました。

今般、最新の添加物使用量、摂取量を算出するために、同研究班により第7回の調査を実施することと致しました。

ご多用中誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、是非ともご協力いただきますようお願い致します。

敬具

指定添加物

出荷・実需調査について

本調査に関する守秘義務は、厚生労働省医薬局食品保健部基準課が担っており、記入される事項が、企業別に公表されることはありません。又記入表は所定の整理終了後同課が回収いたしております。

厚生労働省では、日本人の平均一日食品添加物摂取量を正しく把握することは、国民の食品衛生の確保に大変重要なことと考え、「食品添加物の一日摂取量に関する調査研究班」により、食品添加物一日摂取量調査および食品添加物生産・流通調査を行っています。

今回は第7回の調査で、前回は平成11年に平成10年度を対象に行われました。

1) 本調査の第1は、貴社で扱われている「指定添加物（食品衛生法施行規則別表第2に掲げられている添加物）」であって、食品添加物の文字が表示されて出荷されたもの及び自家使用されたもの（これらを本調査では「食品添加物原体」と表現しています）の品目・生産・販売・使用の状況及び輸入品の品目・販売・使用についての量的調査です。

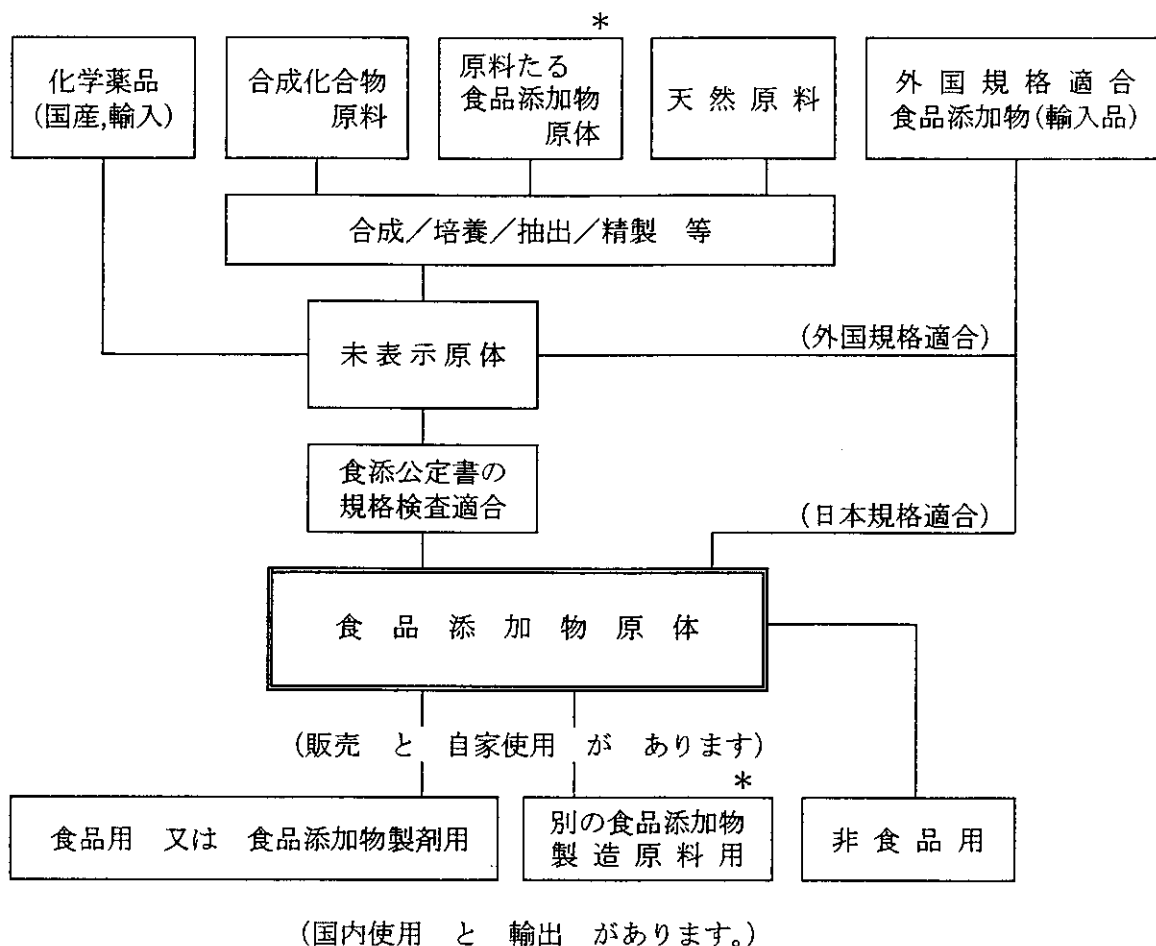
なお自家使用量（自家生産→自家使用のときには表示されないものもありますが、これを含める）には、貴社で製造された食品添加物を食品添加物製剤として販売するための原体の使用量、加工食品を製造するための使用量、さらに食品添加物を製造するための原料としての使用量が含まれます。

2) 本調査の第2は、食品添加物が日本国民にどれ位摂取されているかを計算するための調査です。

食品添加物は、化粧品の原料やプラスチック添加剤などの用途にも使用され、食品に添加するという本来の目的以外の使用事例がみられます。これらに使用された食品添加物の量は除く必要があります。

したがって、貴社で生産・輸入された食品添加物の量と共に純食品用（国内で実際に食品の製造、加工、保存などに使用されるもの）として使用された量も調査します。末端での使用が貴社で正確に把握できないときは、凡その数量で結構ですから、なるべく記入するようにして下さい。

3) 「指定添加物」の製造（生産）から使用までの流通は、通常、下図のように示されます。



本調査では、貴社における で囲んだ個々の食品添加物原体の年間の生産、出荷、使用量を把握することが目的です。

貴社が他社より購入されている食品添加物原体は、その食品添加物原体を製造した企業がこの調査に回答します。

A. 次のものは調査対象となります。

1. 新たに作られた食品添加物

例えば、食品添加物として生産、出荷されたリン酸を使用して食品添加物のリン酸塩が製造されている場合。

2. 食品添加物表示のない原料を購入して、小分けし、食品添加物として販売・使用又は食品添加物製剤に使用した場合。

3. 貴社が独自に海外から直接輸入されたり、輸入商社より購入された食品添加物原体。

B. 次のものは調査対象外です。

1. 食添グレードであっても食品添加物の表示をせずに販売したもの。

2. 購入した食品添加物原体をそのまま又は小分けして販売したもの。

3. 購入した食品添加物原体を別の食品添加物の原料用に用いたもの。

例えば、A-1のリン酸。

4. 非食品の目的で使用したもの。

例えば、食品添加物の塩化カルシウムが融氷剤に使用されている場合。

4) 調査票は、調査票Ⅰ、Ⅱよりなっており、調査票Ⅰは貴社の製造、及び輸入の食品添加物原体の全品目に関するもので、調査票Ⅱは個々の食品添加物原体の出荷量、使用状況などに関するものです。それぞれの記入要領をご覧の上、記入してください。

5) 貴社は食品添加物原体製造の営業許可申請をされていますが、現在、貴社で「指定添加物」関連の製造に関しては、製剤のみを製造されているなど本調査の対象のものを取り扱っていない場合には、調査票Ⅰ①の上欄の「該当品なし」に○印を付け、企業名、所在地、電話番号、担当部門、記入者氏名、企業番号（宛名シール上に記入されています）を記入の上、調査票Ⅰ①のみを必ずご返送下さい。

6) この調査票は、「指定添加物」を製造または輸入しているものとして、所轄の保健所に申請されている製造所を収載した平成12年版「食品添加物製造・輸入業者名簿」によって、発送されています。したがって、複数の製造所をお持ちの会社には、その製造所ごとに調査票が送られています。会社としてまとめて記入の上、ご返送いただいても結構ですが、この場合には、企業番号記入欄には、まとめられた各製造所の企業番号（宛名シール上に記入されています）も併せて記入して下さい。

本社でこの調査票を受けとられたところは、製造所の数に関係なく一括して送付していますので、この調査の対象になっている貴社の全製造所で製造・輸入されている「指定添加物」をすべてまとめて記入して返送して下さい。

7) 調査票は該当する品目の頁のみ返送していただいて結構です。但し、その場合には返送される頁の上段は、各頁とも必ず記入して下さい。

8) 本調査に関するお問い合わせ先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-3-9 日本橋三英ビル

電話 03(3667)8311 FAX 03(3667)2860

日本食品添加物協会 気付

「食品添加物生産・実需調査研究班」 福江紀彦

9) 調査票は平成14年11月30日までに返送下さい。

調査票 I 記入要領

調査票 I は、指定添加物名（食品衛生法施行規則別表第 2 に記載された食品添加物品名）に番号を付けた一覧表です。本調査の趣旨でいう食品添加物原体は、この一覧表のいずれかの品名に該当します。各欄の該当するところに○印を付して下さい。

本調査の調査対象期間は、平成13年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）としますが、貴社の会計年度が異なるときには、平成13年4月1日を含む年度を対象期間として下さい。

[記入例]

〇〇〇〇 (株) 電話番号 (012) 13451678 (内線 999)
 〇〇市 〇〇町 1-2-3 記入者氏名 〇〇〇〇
 所属部門 〇〇部

調査票 I ① ①製造 ②輸入 ③加工 ④輸入

品名 製造国(産地) 製造者 ①製造 ②輸入 ③加工 ④輸入

1-1	食品添加物 (カルコン糖基)					
1-2	食品添加物 (糖基)					
2	食品添加物 トリウム	70%				
3	アミノ酸					
4	食品添加物 トリウム					
5	1-アスコルビン糖					
6	1-アスコルビン糖 アリン糖 エステル					
7	1-アスコルビン糖 トリウム					
8	1-アスコルビン糖 トリウム					
9	1-アスコルビン糖 トリウム					
10	アミノ酸					
11	アミノ酸 カラム					
12	アミノ酸 エステル					
13	アミノ酸					
14	アミノ酸					
15	アミノ酸 アリド					
16	1-アスコルビン糖 アリド					
17	1-アスコルビン糖					
18	食品添加物 トリウム					
19	1-アスコルビン糖 トリウム					
20	アミノ酸 トリウム					
21	アミノ酸 アリド					
22	食品添加物					
23	食品添加物 トリウム					
24	アミノ酸					
25	アミノ酸					
26	アミノ酸					
27	アミノ酸					
28	アミノ酸					
29	アミノ酸					
30	アミノ酸					
31	アミノ酸					
32	アミノ酸					
33	アミノ酸					
34	アミノ酸					
35	アミノ酸					
36	アミノ酸					
37	アミノ酸					
38	アミノ酸					
39	アミノ酸					
40	アミノ酸					
41	アミノ酸					
42	アミノ酸					
43	アミノ酸					
44	アミノ酸					

①製造 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社で、合成原料、食品添加物（新たな食品添加物を製造するための原料として）または天然原料を使用し、合成、培養、抽出、精製などの操作を加え、規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体。
- 貴社で、化学薬品を購入して精製し、貴社で規格基準に適合する食品添加物原体としている食品添加物原体。

②輸入 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社で、日本で指定されている食品添加物原体として輸入している食品添加物原体。
- 貴社で、食品添加物製剤を輸入しているが、その中に日本で指定されている食品添加物原体として含まれている食品添加物原体。

③製造 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社が④に○印を付した食品添加物を製造するために、貴社でその原料として製造している食品添加物原体。

④輸入 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社が④に○印を付した食品添加物を製造するために、その原料として購入（輸入も含む）している食品添加物原体。

(2) 品名シール上の「企業番号」を記入して下さい。本社で各製造所（工場）の分もまとめて入れた場合には、各製造所の企業番号も欄外に記入して下さい。

(4) ④輸入 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

- 貴社が④に○印を付した食品添加物を製造するために、貴社でその原料として製造している食品添加物原体。

(5) *印が付された食品添加物は、調査票Ⅱの調査事項Ⅱ以後の数値をご記入の際、ご留意ください。たい食品添加物。その際には、調査票Ⅱ記入要領の別添資料をご覧下さい。

(6) *印が付された食品添加物は、調査票Ⅱの上欄の食品添加物名をご記入の際、調査票Ⅱの記入要領にご注意下さい。

調査票 II 記入要領

調査票 II は、「指定添加物原体」としての出荷量および自家消費量を調査するものです。調査票 I の記入欄①製造又は②輸入に○印を付された食品添加物原体の貴社における平成13年度（原則として、平成13年4月1日～平成14年3月31日としますが、貴社の会計年度が異なるときは、平成13年4月1日を含む1年間）について、以下の調査事項にお答え下さい。

まず、「企業番号」、「企業名」、「食品添加物の番号」、「食品添加物の名称」を記入して下さい。

調査票 II は、該当する食品添加物原体毎に1枚宛使用して下さい。足りないときは、複写して記入願います。

調査票 I の一覧表で**印の付された食品添加物（亜鉛塩類、銅塩類および一部のタール系の色素）には、それぞれ二つの食品添加物が含まれています。個々の食品添加物毎に1枚の調査票を使用し、「食品添加物の番号」欄には、その番号と①又は②の区分を記入し、「食品添加物の品目」欄には、個別品目を記入して、他の①製造、②輸入に○印を付された食品添加物同様に、以下の調査事項にお答え下さい。

調査事項 I 製造・輸入形態調べ

標題の食品添加物原体の貴社の製造、輸入、販売および使用の状況は、次の項目のどれに該当しますか。該当する番号すべてについて、調査事項 I の番号欄の下欄に○印を付して下さい。

1. 自社で食品添加物原体として製造（国内他社より化学薬品を購入し、規格検査を行い、食品添加物原体とする場合を含む。以下同じ。）し、食品添加物として販売している。
2. 自社で食品添加物原体として製造し、食品添加物として自社の食品製造に使用している。（自社で一旦、食品添加物製剤としてから自社の食品製造に使用する場合も含む）
3. 自社で食品添加物原体として製造し、この食品添加物を用いて自社の別の食品添加物原体を製造、販売している。

又国内から化学薬品又は食品添加物原体を購入し、本品を用いて自社の別の

食品添加物原体を製造，販売している。

4. 自社で食品添加物原体として製造し，食品添加物として自社の食品添加物製剤の原料として使用して，その製剤を販売している。
5. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，規格検査を行い，我が国の食品添加物原体として製造，販売している。
6. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，規格検査を行い，我が国の食品添加物原体として自社の食品製造に使用している。
7. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，本品を用いて，自社の別の食品添加物原体を製造，販売に使用している。
8. 海外から，化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し，規格検査を行い，我が国の食品添加物原体として自社の別の食品添加物製剤の原料として使用して，その製剤を販売している。
9. 海外から，この食品添加物原体を含む食品添加物製剤を輸入し，販売，または自社の食品製造に使用，または自社の別の食品添加物製剤の原料として使用して，その食品添加物製剤を販売している。

調査事項Ⅱ 食品添加物原体としての出荷量および自家使用量調べ

標題の食品添加物原体の貴社のお荷量および自家使用量の総量はどれ位ですか。概数をkg単位で記入して下さい。記入にあたっては，欄外の〔注〕もお読み下さい。

1. 実需量を知りたいため，出荷量（輸出量も含む）および自家使用量の総量でお答え下さい。不明の場合は，製造量，輸入量でも構いません。
2. 食品添加物の規格規準に適合しますが，化学薬品（「食品添加物」の表示をしないもの）として，工業用，医薬品用，化粧品用，飼料用などに出荷または自家使用された量を含めないで下さい。
3. 調査事項Ⅱでは，食品添加物原体（「食品添加物」のラベルを貼ったもの）として，食品または食品添加物関連以外の使用（プラスチック容器用，化粧品用など）のために出荷または自家使用された量は含めて下さい。
4. 海外から，この食品添加物原体を含む食品添加物製剤を輸入している場合には，この原体の含有量を計算し，実量を記入して下さい。
5. 自社で食品添加物原体を製造し，他社ブランド「食品添加物」として出荷したのものについては数量に含めて下さい。
6. 他社から食品添加物原体（「食品添加物」の表示のあるもの）として購入した数量は含めないで下さい。特に，自社の「食品添加物」のラベルに貼り替え，又は自社ブランドとして製造委託し出荷した量は含めないようご注意ください。